

旭川工業高等専門学校特別学修単位認定規則

制定	平成16. 2. 10達第9号	
改正	平成19. 2. 13達第20号	平成19. 3. 13達第77号
	平成21. 3. 10達第20号	平成25. 3. 13達第10号
	平成26. 3. 6 達第7号	平成28. 3. 24達第34号
	令和3. 3. 22規則第16号	令和6. 3. 21規則第9号

旭川工業高等専門学校特別学修単位認定規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）

第13条の4第3項の規定に基づき、大学における学修その他文部科学大臣が定める学修（以下「特別学修」という。）による単位修得の認定に関し、必要な事項を定める。

(対象となる特別学修)

第2条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、単位の修得を認定することができる特別学修は、次のとおりとする。

- (1) 大学における学修で、別表に掲げるもの。
- (2) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査（以下「技能審査」という。）の成果に係る学修で、別表に掲げるもの。

(認定の申請)

第3条 特別学修による単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別記様式）に証明書類を添付の上、大学における学修については修了後速やかに、技能審査の成果に係る学修については当該年度の1月末までに、それぞれ学級担任を経て校長に申請しなければならない。ただし、第1学年から第3学年までに特別学修を修めた場合は、第4学年又は第5学年在学中のそれぞれ1月末までに申請しなければならない。

(単位修得の認定)

第4条 前条の規定により申請のあった特別学修については、別表に掲げる授業科目のうち相当する単位数の修得を認定することができる。ただし、認定することができる単位数の上限は、2単位とする。

- 2 前項の規定により修得を認定された単位数は、学則に定める授業科目の単位数を超えない範囲で、卒業認定単位数に含むことができる。
- 3 単位修得の認定は、教務委員会の審議に基づき、校長が行う。

(評価)

第5条 大学における学修により単位修得を認定された科目の評価は、学修の成果に基づき、総合的に評価するものとする。

- 2 技能審査の成果に係る学修により単位修得を認定された科目の評価は「80点」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、本校に在学する学生が取得した技能審査について、第3条の規定に基づく認定の申請をしたときは、単位修得の認定をすることができる。

附 則（平成19. 2. 13 達第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 3. 13 達第77号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 3. 10 達第20号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表は、平成18年度に入学した者から適用し、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成25. 3. 13 達第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 6 達第7号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成23年度に入学した者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成28. 3. 24 達第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 3. 22 規則第16号）

この規則は、令和3年3月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和6. 3. 21 規則第9号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表は、令和3年度に入学した者から適用し、令和2年度以前に入学した者（令和3年度入学者からの教育課程を適用する者を除く）については、なお従前の例による。

別表（第2条，第4条関係）

○大学における学修

大学学修名	授業科目	認定 単位数	認定 学年
ニュージーランド イースタン工科大学語学研修	英語特講A 又は 英語特講B	2	4・5

○技能審査の成果に係る学修

区分	名称	級	授業科目	認定 単位数	認定 学年
1	日本漢字能力検定	1	一般教養特別講義D	2	4・5
		準1			
		2			
2	実用英語技能検定	1	英語特講A 又は 英語特講B	2	4・5
		準1			
		2			
	技術英語能力検定	プロフェッショナル			
		準プロフェッショナル			
		1			
		2			

※同一区分内の技能審査に複数合格した場合の単位認定は、いずれかの技能審査に限る。

別記様式（第3条関係）

特別学修単位認定申請書

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

工学科 第 学年

氏名

下記のとおり、単位の認定を申請します。

記

○大学学修

大学学修名	学修期間	授業科目名	単位
	自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日		

※学習内容・成果が分かる書類を添付すること。

○技能審査

名称	級	合格年月日	授業科目名	単位

※合格を証明する書類を添付すること。